

武庫川流域委員会

委員長 松本 誠殿

平成 16 年 8 月 24 日 委員奥西一夫

資料請求に対する河川計画課の対応について

第 6 回武庫川流域委員会に向けての資料（資料 4）で各委員からの質問・資料請求に対する河川計画課の対応方針が示されていますが、私の請求事項に関して問題を感じる点について意見を述べます。

第 6 回流域委員会で、資料 3 にもとづき、河川計画課より過去の被害状況および現況流下能力の説明がありましたが、多くの委員から指摘されたように、県として把握している事項の説明だけで、河川整備基本方針について審議する材料にすべき、水害の実態とその原因についてはほとんど報告不能の状態であり、委員の間に失望感が広まってしまいました。このことと、私の資料請求に対する河川計画課のお考えには関係があり、また流域委員会全体として重要だと思えます。

資料 4 には委員ごとに整理番号が振られていますが、奥西 3 に対し、「関係市長に意見を聞くことにしているので、個別事項の意見を述べることは適切ではない」とされています。しかし前段の「意見を聞く」は河川管理者が意見を聞くのであって、流域委員会のことではありません。また請求しているのは資料であって、意見ではありません。資料については直接各市からではなく、県が聴取して取りまとめて提出すると、口頭で回答があり、第 6 回流域委員会でも同趣旨の発言があったと思います（奥西 24 も関連）。これらを総合すると、流域委員会と関係各市間の情報交換については、県がパイプ役となってスムーズに事が運ばれると言うよりも、県によってパイプが締め切られてしまうおそれの方が大であるといわねばなりません。

県から資料 3 が補足され、各市が把握している水害の実態が十分明らかになれば、それによろしいが、不十分であれば、流域委員会自身がその事務局を通じて関係各市と直接的なパイプを持つ必要が生じると思えます。

奥西 7 については伊藤委員の資料請求と共に「不存在」の回答ですが、そんな筈はなく、縦割り行政を露呈したに過ぎません。

奥西 9 については、第 1 回リバーミーティングで専門家が意見発表する由です。

奥西 13 で超過洪水について質問しましたが、計画未達成部分の防災について回答され、失笑を禁じ得ません。詳細については HP で調べてから、武庫川に関係する範囲で意見を提出しますが、計画規模の設定が不適切だったのではないかと感想を持ちます。武庫川については、整備基本方針が絵に描いた餅、あるいは不渡り手形にならないように注意する必要があります。

平成16年8月24日

武庫川流域委員会

委員長 松本 誠 様

委員 村岡 浩 爾

8月23日開催の第6回委員会で、川谷委員の発言「今後の審議の進め方についての提言」と河川管理者による「過去の被害状況および現況流下能力」の説明に関し、次のような感想と要望がありますので、記してご配慮のほどお願い致します。

1. 川谷委員の提言は基本的には賛成いたします。そこに示された基本高水流量のあり方が大変重要と考えますが、河川管理者の説明ではそこを飛ばし、計画高水流量に関連する河川改修工事や堤防の構造、現況流下能力が取り上げられたため、他の委員から地域の持つ特殊な水災害や支川の持つ問題点はどうか扱われるのか等の疑念が持たれたのではないかと思います。
2. 河川管理者に対しては、次の機会に基本高水とはどういうものか、武庫川ではどこを基準点としてどういう値が設定されているか説明していただきたいと思います。この場合、以下のことに配慮願いたいと考えます。

基本高水を具体的に決める難しい理論の説明でなく、市民レベルが理解できるような概念的な説明がほしい。

基準点は決して多くないと思うので、なぜそのような限られた基準点になったのか、その説明がほしい。また、その基準点に対応する支川および流域の状態からみて、基準点が適切に配備されているかどうか等の問題点にもふれてほしい。

その基準点にぶら下がる支川とその小流域の中にこそ、その地域の抱える問題があるので、地域住民から提案されるその問題点の整理を進めていく必要があると思う。そこには、たとえば上流域では本委員会で発言のあった砂防の問題や農地整備、自然保護に関する問題等が、下流域では内水氾濫等の洪水危険度や水辺環境等の問題が含まれると考えられる。
3. 河川管理者の説明では、確かに内水氾濫等の内水問題についての資料が不足していたと思います。言うまでもなく、堤防決壊や越水による浸水でなく、下流域のゼロメートル地帯では20mmの時間雨量でもあれば大抵のところでは道路に水があふれるという事態が常時みられますし、中下流部の低平市街地でも同様です。これは下水道設備やポンプ排水設備にも関連し、住民の問題であると同時に行政の重要な課題でもあります。従って、内水問題について改めて実態と課題の説明が必要と感じます。
4. 以上の論議において、問題点を解決する施策のすべての責任が河川管理者にあるわけではないので、解決に向けて各主体が何をどのように話し合っていくべきかを考えるような委員会になるよう期待しています。

以上

平成 16 年 9 月 21 日

武庫川流域委員会

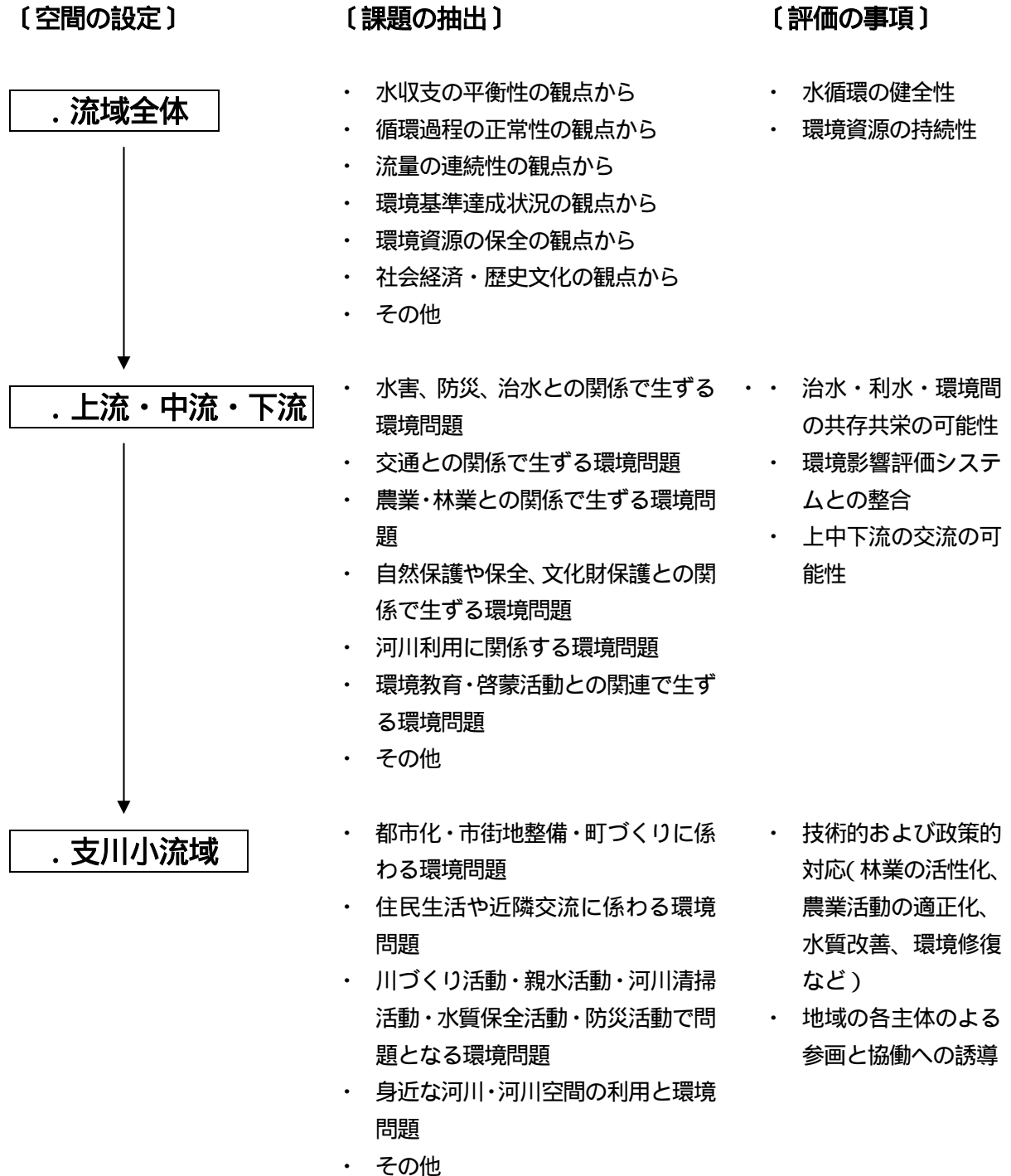
委員長 松本 誠 殿

委員 村岡 浩 爾

添付ファイルのように環境問題の整理の枠組みとしての意見書をまとめましたので、第 7 回武庫川流域委員会で説明をさせていただきたく、第 7 回運営委員会でお諮り下さいますようよろしくお願いいたします。

以 上

1. 武庫川河川環境の課題整理 (枠組み)



2. 作業の進め方

- (1) 必要な資料を準備すること
 - ・ 事務局が予め準備する。
- (2) 上流・中流・下流を区分すること
 - ・ 河川管理者の案の提示を受けて委員会で確認
- (3) 支川小流域を区分すること
 - ・ 河川管理者の案の提示を受けて委員会で確認（必要な場合、自治体の意見を聞く）
- (4) および区分された 、 について課題を抽出すること
 - ・ 課題抽出する担当者を決める。
 - ・ 河川管理者は提供しうる課題を予め示すこと
- (5) 抽出された課題を評価すること
 - ・ 評価する担当者をきめる。
- (6) 委員会意見原案の作成
 - ・ 原案に織り込む内容を整理する。
 - ・

平成 16 年 9 月 25 日

武庫川流域委員会

委員長 松本 誠様

武庫川流域の諸問題に関する関係部局・市町からの意見聴取について

委員 長峯 純一

武庫川流域委員会では、準備会議の段階から、新河川法のもとで、治水・利水・環境保全の 3 つの目的を入れて対策をとるためには、また総合治水の考え方から河川改修などの河川内部のみならず河川周辺の対策を講ずるためには、流域(river basin)という観点から議論する必要があることを話し合ってきた。それは、河川のみならず、森林、海岸・港湾、河川周辺の土地利用、生態系、産業といった多角的視点から問題を考えることを意味する。すなわち、土木を専門とする河川部局だけではなく、農林、環境、都市計画等の関係部局、さらには流域の自治体をも巻き込んだ計画づくりと、そのための議論が必要であるという意識を、曖昧ではあるものの共有しながら議論を進めてきたと理解している。

以下、文字の小さい部分は前置きですので、飛ばして読んでいただいても結構です。

また世界的に見ても、とくに北米においては、流域(river basin)という視点から森・川・海を総合的に管理・経営していこうとの考え方が浸透しつつあり、とりわけ分権的制度のもとにあるアメリカ・カナダにおいては、その計画づくりを中央政府・地方政府・住民・NPO・研究機関等のパートナーシップ方式で行う試みが相当数行われてきている。日本でも、そうした計画づくりが政策として機能する状況にはないが、研究(者)レベルにおいては、流域の総合的マネジメントの必要性が論じられ、中央省庁・自治体の中には、研究会の立ち上げや条例制定を行うところも現れてきている。

現状の制度・法律(新河川法)を鑑みれば、総合治水こそ謳われてはいるが、そこで挙げられているメニューを超えては、関係部局や流域自治体との連携による計画策定を行うことは未だ不可能な状況にあると理解している。河川部局には、まずは新河川法に則した河川整備基本方針・河川整備計画を策定することが求められている。これまでの河川計画の策定手法と比較して、長期の方針(ヴィジョン) 基本計画 実施計画 予算要求という施策体系を明確化しようとの意図と、その中に「環境」「住民参加」という新たなキーワードを入れたことだけでも進歩と評価せざるを得ないのが、残念ながら現在の日本の状況と言える。

現状において河川法の枠を超えた“流域総合計画”を策定しようとするれば、知事が管理主体である二級河川の場合、河川法による河川計画とは別個に、国の法律(政令・省令)を超えることがないよう、たとえば「武庫川流域総合計画」という形で県が独自に計画づくりを行うことは可能であろう。これは法律に

よらない計画であるから、その意味では県が自由に（勝手に）策定することができるはずである。しかしながら当然、法的な根拠がないため、河川法による計画を超えて機能することや国に補助金申請をすることも困難であろう。また屋上屋を架すように河川計画や森林整備計画と並列して流域総合計画が存在することになり、県民にとって理解しやすい状況かと言うと、それも言えないだろう。

私の知る限り、流域計画づくりを試みている唯一の例として、山口県の「榎野川流域構想」がある。しかし、やはりここでも河川計画等、他の計画と並列しており、実際にその計画が機能しているかどうかは別問題である。また森・川・海条例を制定している県も青森県・秋田県・岩手県とあるが、これもやはり現行の国の法律の枠内でしか意味をもつことができず、各県の“こうしたい”との思いは表れているが、実際の施策にまで反映できていない作文で終わっている。兵庫県も「森・川・海再生プラン」というものを環境部局が策定し、一応流域の問題を議論できる仕掛けだけは用意しているが、一つの作文を書いたということで、実際に機能しているわけではない。

流域総合計画を策定するもう一つの方法として、最近の分権改革や官官規制緩和の流れを受けてできた経済構造改革特区法あるいは地域再生法を使うという方法も考えられる（私自身は前者の方が使えるとみているが）。つまり、河川法に縛られない、あるいはいくつかの関係省庁の法律を連結した計画づくりを国に例外的に認めてもらうという方法である。これは、二級河川の場合、県と流域市町村（の首長たち）が、本気で取り組もうと決断するならば、あるいは本気で国と喧嘩する覚悟を持てるならば、あながち不可能と言えない風が吹いていると踏んでいる。しかし、構造改革特区や地域再生法でこれまで認められてきた事例を見ると、国の法律の根幹に触れる提案は中央省庁の抵抗の前に挫折している。河川法の枠を超える取り組みとは、そうしたレベルの内容であり、かりに県などが提案申請したとしても、国土交通省の抵抗によって実現まで至らない確率の方が高いだろう。

< 提案 >

現状では、河川法の枠内で流域という総合的視点から計画を策定することも、あるいは河川法の枠を超えて流域の総合計画を策定することも、未だ困難であると認識している。また兵庫県も河川法の枠を超えた新しい挑戦を武庫川において意図しているか、という点にも否定的な印象を持っている。

しかし、河川法という枠内での計画づくりであったとしても、武庫川流域委員から知事宛てに行う提言（答申）の内容までが法律で縛られるわけではない。また、提言の内容を議論する前段として、委員会において武庫川の現状を流域という視点から幅広く勉強することに対しては、何の制約もない。

そこで、流域委員会の今後の議論が、とりあえず治水という観点からスタートすることまでは決まったが、それと平行して、流域の実態に関する認識を深めるための機会を設けていってはどうかと提案したい。具体的には、

- (1) 委員会に関係部局・市町を招き、情報提供をしてもらい、意見交換を行う。

この方法が時間的な制約で難しければ、

(2) 委員会をいくつかのグループに分け（あるいは関心のある委員で）、関係部局や市町を個別に訪問してヒアリングを行い、その結果を委員会全体に報告する。

関係部局や市町をどこまで広げるかは、関心度の優先順位と時間等の制約を考慮の上、検討していただきたいが、とりあえず候補として、県の農林部局（森林関係、生物関係）、環境部局（環境保全関係、水質関係）、企画部局（水ビジョン関係）、流域市町の企画部局（総合計画関係）、農林部局（森林関係、農業廃水関係）、土木関係（土地利用関係、生活排水・産業排水関係）といった部局を挙げておこう。

流域委員会の提言の内容を、流域という視点でどこまで広げるかということ、換言すると、仮に河川整備基本方針・河川整備計画に反映されない可能性のある内容を含んだものであるとしても、自分たちの思いとしてどこまで提言に盛り込んでいくかということは、今後の議論の中で改めて取り上げていただきたい。

以上、検討の方、よろしく申し上げます。